

障害状態確認届(診断書)の提出期限延長

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、障害基礎年金等に係る障害状態確認届(診断書)の提出期限を1年間延長します。

制度の概要

対象者

令和2年2月末から令和3年2月末までに提出期限を迎える方

延長後の取扱い

対象期間に該当する方については、延長前の提出期限までに診断書を作成・提出いただく必要はありません。

延長後の提出期限

現在の提出期限の1年後
※詳しくは常陸大宮市医療保険課までお問い合わせください。



問合せ先

常陸大宮市役所 医療保険課医療・年金 G
☎ 52-1111 内線 166

個人市民税の減免

新型コロナウイルス感染症の影響等による失業、事業の休廃止等により所得が著しく減少する見込みがある方は個人市民税が減免となる場合があります。

制度の概要

対象者

個人市民税の納税義務者

減免要件

以下の事由により、本年中の合計所得金額の見込が前年中の10分の2以下に減少すること(現金等の所持状況により納付困難でない認められる場合を除く)

No.	①～③のいずれかに該当
①	失業 ※自己都合による退職、定年退職等を除きます
②	事業の休廃止
③	疾病または負傷

提出書類等

市税減免申請書、収入が確認できる書類、預貯金通帳の写し等 ※詳しくはお問い合わせください。

減免割合

前年の所得	減免の割合
500万円以下	全部
500万円を超え750万円以下	1/2
750万円を超え1,000万円以下	1/4

問合せ先

常陸大宮市役所 税務徴収課市民税 G
☎ 52-1111 内線 232、233

納税が困難な方へ(猶予について)

新型コロナウイルスの影響により事業等の収入に減少があった方や、納税者(ご家族を含む)が感染した場合等に、市税の徴収の猶予を受けることができます。

制度の概要

徴収猶予の特例制度

新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方
※詳細は、税務徴収課徴収推進室にご確認ください。

猶予期間

1年間(無担保かつ延滞金なし)
※猶予期間内における途中での納付や分割納付など、収入の状況に応じて計画的に納付してください。



徴収を猶予します!



その他の猶予制度が対象となる場合

新型コロナウイルスの影響により以下①～④のいずれかに該当

No.	該当するケース
①	災害により財産に相当な損失が生じた
②	本人、または家族が病気になった
③	事業を廃止、または休止した
④	事業に著しい損失が出た

問合せ先

常陸大宮市役所 税務徴収課徴収推進室
☎ 52-1111 内線 240

各種証明発行手数料の減免

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による貸付や融資等の手続きに使用する場合は、証明書の手数料が無料となります。

制度の概要

必要なもの

住民票・印鑑登録証明書・税関係証明書の場合

- ① 本人確認書類(運転免許証等)
- ② 印鑑
- ③ 委任状(代理人が申請する場合)

※ただし、印鑑登録証明書については、印鑑登録証が必要

※窓口で証明書の交付請求を行う際に、新型コロナウイルス感染症の影響による貸付や融資の申請に使用することを申し出てください。貸付、融資に関する内容を記載していただきます。

注意事項

- ・郵送申請並びにコンビニ交付をご利用の場合は、手数料の減免はできません。
- ・証明書申請の手続方法は、従来と変更はありません。
- ・市役所本庁市民課のみの対応となります。

※詳しくは常陸大宮市市民課までお問い合わせください。

問合せ先

常陸大宮市役所 市民課市民 G
☎ 52-1111 内線 232、233